

兵庫県公報

平成29年9月29日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

- 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年9月29日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項職の欄中

- 「(1) 理事
(2) 会計管理者
(3) 部長
(4) 政策創生部長
(5) 福祉部長
(6) 環境部長
(7) まちづくり部長
(8) 局長（行政職10級の者に限る。）
(9) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）」

を

- 「(1) 技監
(2) 理事
(3) 会計管理者
(4) 部長
(5) 政策創生部長
(6) 福祉部長
(7) 環境部長
(8) まちづくり部長
(9) 局長（行政職10級の者に限る。）」

(10) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）」
に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「会計管理者 理事」を「技監 理事 会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月29日

兵庫県人事委員会

委員長 太田和成

兵庫県人事委員会告示第6号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の内部部局の項特10級の欄中「理事」を「技監
理事」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。